

## まつど地域活躍塾設置要綱

### (設置)

第1条 本市にまつど地域活躍塾を設置する。

### (目的)

第2条 この要綱は、市内各種の活動を知る講義やボランティアの実地体験等の機会提供の場としてまつど地域活躍塾を設置し、他の団体とも連携できるような広い視野を持ち、地域の課題解決に取り組む人材の育成を図ることを目的とする。

### (名称)

第3条 まつど地域活躍塾の名称及び場所は、次のとおりとする。

名称	場所
まつど地域活躍塾	新松戸市民活動支援コーナー（新松戸三丁目27番地）他

### (事業)

第4条 まつど地域活躍塾は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市内の活動内容、状況を知る機会の提供
- (2) 市内の団体での活動体験の機会の提供
- (3) 受講生が修了後の活動先を見つける支援

### (構成)

第5条 まつど地域活躍塾に塾長を置く。塾長は市長とする。

2 まつど地域活躍塾の円滑な運営を図るため、まつど地域活躍塾に事務局を置く。事務局は市民部 市民自治課とする。

### (入塾資格)

第6条 塾生は、松戸市に在住、在勤、在学する18歳以上で、まつど地域活躍塾の趣旨に賛同し、地域で活動する意志のある者とする。

- 2 定員は40名とする。
- 3 塾生の選考にあたっては、申込書及びレポートによる書類選考を行う。
- 4 過去にまつど地域活躍塾を修了した者は再受講することができない。

### (受講料)

第7条 受講を承認された者は、受講料を遅滞なく納付しなければならない。

- 2 受講料については、年額5,000円とする。
- 3 納付済みの受講料は、返還しない。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、まつど地域活躍塾の運営に関し必要な事項は、塾長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。